

市・県民税の申告【税務課】

● 必要書類

- ・作成済みの申告書
- ・本人確認書類
(マイナンバーカードのコピー、免許証のコピーなど)
- ・収入の分かること
(収支内訳書、源泉徴収票のコピーなど)
- ・控除額の分かること
(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書など)

■ 3月16日(月)まで(必着)に、税務課に直接
か郵送、電子申告で

他 申告書は以下のいずれかの方法で入手・作成できます。

①～③は書面での提出が必要です

①市から郵送された申告書に記入する

- 対 • 昨年度申告した人
- 例年、送付を希望する人

②税務課の窓口で入手した申告書に記入する

③市ホームページ
「個人住民税税額シミュレーション」
で作成し印刷する



④eLTAX「個人住民税電子申告システム」
で作成し送信する



所得税の確定申告【草津税務署】

● 必要書類

- ・作成済みの申告書
- ・本人確認書類
(マイナンバーカードのコピー、免許証のコピーなど)
- ・収入の分かること(収支内訳書、青色申告決算書など)
- ・控除額の分かること(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書、寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も必要)など)

他 スマートフォンとマイナンバーカード
を持参する人はパスワードを要確認

■ 3月16日(月)まで(消印有効)に、草
津税務署かe-Taxで

令和7年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Tax*でさらに便利に!

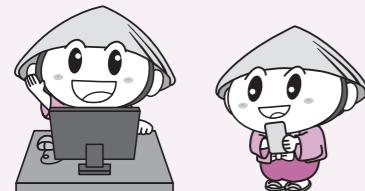
マイナポータル連携により申告書の自動入力を行うことができ、e-Taxから簡単に確定申告を提出できます。

※国税庁が提供する所得税の申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができる国税電子申告・納税システム

①マイナポータル
連携をする

②「確定申告書作成コーナー」で
申告書を作成する

③e-Taxか紙で提出する



データを保存すると
来年に引用できる
記入欄を自動的に
判定するので入力
漏れが防げる

自宅にいながら確定申告が完了する
24時間いつでも提出できる
一部の添付書類が省略できる
還付のスピードが早い



税の申告が始まります

市・県民税や所得税の申告が必要な人は、2月16日(月)～3月16日(月)に手続きをしてください。所得税の還付申告は、この期間以前でも草津税務署に提出できます(税務署で相談をする場合は事前予約が必要です)。

市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう

